

「いじめ」をしない

させないために！

湯ノ里小いじめストップマニュアル

平成26年1月 策定

平成28年4月 一部改訂

平成29年4月 一部改訂

平成30年4月 一部改訂

1 基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない環境づくり」に取り組む「未然防止の活動」は、教育活動全体の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員・保護者・地域住民が日々実践することが求められます。

① いじめの定義を理解しよう。

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

【北海道・北海道教育委員会 平成30年2月「北海道いじめ防止基本方針」改訂版より】

② いじめの理解

●児童生徒の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合があります。

●多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応することが必要です。

●事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも大切です。（ただし、この場合も学校いじめ対策組織で情報共有し、対応することが必要）

●「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。

●いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がありますが、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の見極めは、学校いじめ対策組織を活用し、スクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切）。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

【知内町子どものいじめ防止に関する条例より抜粋】

(学校の責務)

第5条 学校は、いじめ防止のため、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育む教育活動の推進に努めなければなりません。

2 学校は、いじめの早期発見に努めるとともに、子どもの悩みを積極的に受け止めることができるような指導体制を整えなければなりません。

3 学校は、いじめが生じた場合、学校全体で組織的に対応するとともに、保護者や町と教育委員会に報告し、適切な連携を図らなければなりません。

4 学校は、子どもが有害情報に接触しない、問題ある情報発信をして加害者にならないための教育活動の推進に努めなければなりません。

5 学校はいじめへの対処方針や対処方法を公表し、保護者や町民の理解を得るように努めなければなりません。

(子どもの役割)

第7条 知内町の子どもは、相手を傷つけることばを使ったり、無視するなどの卑怯な行為をしてはなりません。

2 知内町の子どもは、他の良さを認め、協力して明るい学校づくりに参加しなければなりません。

3 知内町の子どもは、情報機器の使用に関し、保護者等との約束を交わし、それを守らなければなりません。

【イ 児童の実態把握と生活環境】

○いじめ問題への指導体制・計画（学級・学年経営案参照）を整える

○調査等を用いた実態把握…子どもたち及び保護者への意識調査 いじめアンケート等
学級内の人間関係をとらえる調査

※学級・学年のきまりやルール，善悪の基準が子どもにわかりやすく提示するようにしましょう。きまりやルール等が不明確で，全体の規範意識が低下します。

【ウ 自己有用感・肯定感を高め，どの子にも活躍の場，居場所のある授業・学級経営】

○どの子も活躍できる授業づくり…学校生活が安定し，充実した環境は，いじめを起こりにくくさせます。

○子ども同士の間人間関係を豊かにする工夫…子どもが互いに認め合い，賞賛し合う学級

【エ 保護者との信頼関係】

○積極的に保護者との信頼関係づくり…懇談会，学校・PTA行事，地域行事

○いじめの実態や指導方針などの情報を提供し，意見交換する場を設けます。…PTAの各種会議や
保護者会等

※いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために，学校・学年だより等による広報活動を積極的に行いましょう。

【オ 教職員の協力・協働体制】温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくために

○教職員の共通理解が重要不可欠…互いに学級経営や授業，生徒指導等について，尋ねたり，相談したり，気軽に話ができる職場の雰囲気づくりに努めましょう。

○校内組織が有効に機能し，様々な問題へ対応できる体制づくり…緊急時の体制マニュアル，組織図
いじめ防止マニュアル，組織図等

※子どもたちと向き合う時間を確保し，心の通い合う学校づくりを推進しましょう。

※問題を担任一人で抱え込まず，初期の段階においても報告・連絡・相談！

【カ 心の教育の充実】

○特別活動・学校行事…それぞれの違いを認め合う仲間づくりを進めるために

「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が，子どもたちの心を成長させます。

※「認められた」と自己肯定感につながるために，教職員からの温かい声かけを多くしましょう。

○道徳教育…いじめをしない，許さないという，人間性豊かな心を育てるために

特別の教科「道徳科」の充実を図り，よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。

○豊かな体験活動…自己と向き合い，他者，社会，自然との直接的なかかわりの中で，生命に対する畏敬の念，感動する心，共に生きる心に自分自身が気づき，発見して体得するために

※コミュニティ・スクールの強みを最大限に活かし，地域住民との豊かな触れ合いをもたらす体験活動を通して，子どもたちの「豊かな心」を育てます。

② 早期発見・早期対応

【絶対見逃すな！いじめのサイン】

- 子どもの立場に立つ。
- 休み時間や放課後、雑談中など、子どもの言動とその変化に注意する。
- 孤立化。
- 持ち物や金遣いの変化。
- 子どもの言葉を鵜呑みにしない。(只のけんか、遊び、ゲーム)
- 子どもの気持ちや行動・価値観等を理解する。
- 友人関係の変化に気をつける。
- 仲間に調子を合わせすぎる。
- 遅刻、早退、欠席が増える。(欠席が3日続いたら家庭訪問)
- 表情や行動の変化 など

《発見したら、相談があったら》

- ①教師が直接見つけた
- ②本人からの訴え
 - ・複数の教師で対応する。
 - ・被害側と加害側とは別々に事情を聞く。
 - ・事実関係の掌握と本人の気持ちの傾聴。
 - ・記録はありのままの事実を記録する。
 - ・被害側の子どもに心身の安全を保証することを伝える。
 - ・加害側の子どもには今後も見守っていくこと約束する。
- ③周囲の子からの訴え
 - ・教職員の目の届く体制を整えておく。
 - ・他の子どもたちの目に触れないように配慮する。(いじめが新たに発生する。)
- ④保護者からの訴え
 - ・責任の明確化。(学校で起きた問題は全て学校の責任)
 - ・訴えを大切に受け止める。
 - ・子どもの心身の安全を保証する。
 - ・訴えの内容をしっかりと把握する。
 - ・家庭の要望を受け入れ、即時対応する。
 - ・保護者は学校以外の場面での子どもの状態を把握しています。教員は学校で接している子

《早期対応》

- ①いじめられた子、またはいじめを知らせた子を守る。
- ②正確な事実確認と情報の共有
 - ・被害側の子どもから
 - ・加害側の子どもから
 - ・第三者的立場の子どもから
 - ・保護者から
- ③保護者対応(被害側・加害側両方)
 - ・複数の教員で行う
 - ・即日家庭訪問
 - ・謝罪と事実報告
 - ・言い分や要望を伺う
 - ・何度も訪問し、保護者の苦悩の解消に努める旨の申し出を
 - ・家庭の要望に応じた対応
 - ・問題収束への学校としての対策
 - ・進捗状況の報告
 - ・家庭と学校が協力して児童を見守ること
 - ・再発防止策の構築と説明

《再発防止策》

《心的原因等の把握》

- ・自尊感情の低下、傷つき
- ・ストレス耐性の低下
- ・認められていない不満

- 気持ちを十分に聞き、受けとめる。(しかし、ダメなことはダメという公正で毅然とした安定的態度で接する。)
- 肯定的な言葉かけや達成感を持たせられるような活動を促すことで自信を持たせるような指導を行う。
- 自己理解を深め、自身の課題に直面できるように働きかけ、その問題を解消していくために寄り添う。
- 適切なストレス対処法を身につけられるように支援する。
- 不適切な行動の要因となっている事柄の解決に取り組む。